

第1回地域農業経営基盤強化促進計画検討会資料

地域農業を守ろう

農地を次世代に引き継ぐための地域計画に取り組みましょう！

高齢化や人口減少により農業者の減少や耕作放棄地が拡大し続けると、地域の農地が守れなくなってしまうかもしれません。これまで地域のみなさんが守り、おいしい作物を作ってきた農地を、子や孫の世代に引き継いでいくためには、今が地域の皆さんで地域農業の将来を話し合う大事な時です。この地域での取組を後押しするため、令和5年4月1日に法律（農業経営基盤強化促進法）が施行されました。



このままでは地域の農地を維持できない！

課題解決のために一緒に取り組みませんか。

市町村では、関係機関（農業委員会、農地バンク、JA、土地改良区など）と一体となって

地域計画の策定に取り組んでいます。ぜひご協力をお願いします。

地域計画とは

農業者や地域のみなさんの話合いで作る、将来の農地利用の姿を明確化した地域農業の設計図です。

作成主体	市町村
対象範囲	集落単位
法令	農業経営基盤強化促進法第18条～

みなさんの地域でも話し合ってみませんか。

農林水産省

地域計画については、次世代に農地を引き継いでいくため、毎年変更していきましょう

地域計画は、地域の農業を将来へ継続させていくために、地域でよく話し合い、農地を利用しやすいよう、次世代へ引き継いでいくことが目的です。地域計画の策定を通じて、地域が抱える課題が見える化され、担い手がない地域や、基盤整備が必要となる地域など、地域の実状を浮き彫りにすることで、10年後を見据えた地域農業の対策を考え、必要な取組を行うことが可能となります。

一方で、地域計画は、一度作って終わりでなく、毎年、PDCAサイクルを通じてブラッシュアップしていくことが重要です。

そのため、本マニュアルは、地域計画を策定した後に行うべき取組について取りまとめました。地域計画の実現に向け、是非、毎年協議を実施していきましょう。

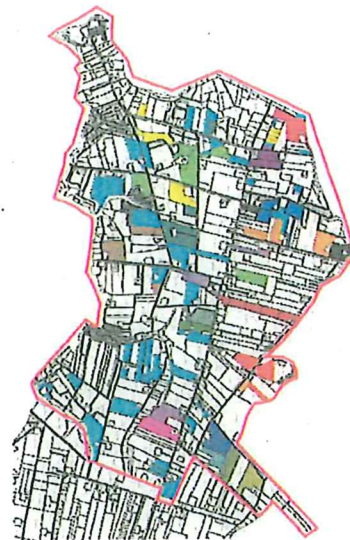


協議の場の様子

● 基盤整備を契機に果樹地帯を再生した事例

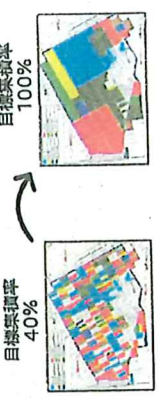
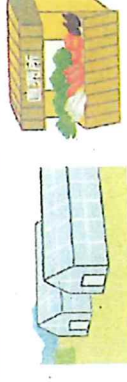
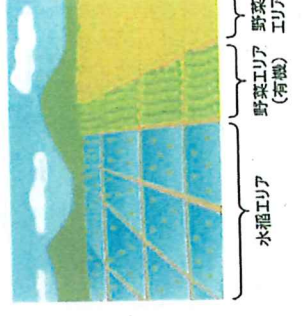


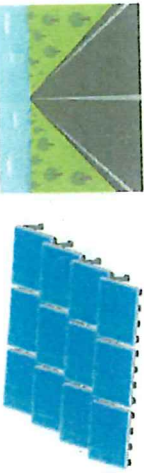
● 所有者や担い手の意向不明が明らかになった事例



地域計画の変更

- 地域計画は、以下のような場合に変更する必要があります。

農業上の利用 (事後の変更可)	地域の農業の将来の在り方等 ● 地域計画の特例(基盤法第22条の3)の活用及び変更 ● 区域や目標、必要な措置等の必須項目の変更 例: ①担い手に対する農用地の集積に関する目標等の変更 ②区域の農用地等面積の増減(区域の変更)  農業を担う者 ● 新たに担い手や参入企業などを目標地図に位置付け   農業用施設 ● 農業用施設用地を新たに目標地図に位置付け 
軽微な変更	● 地域の名称や地番、法人化、相続により生じた変更 ● 実質的な変更を伴わない変更 例: ①作物や有機農業エリア設定などの農地利用方針の変更 ②任意記載事項の変更 ③基盤整備や地籍調査による面積変更 ④田畑転換 ⑤経営規模が変わらない個人経営体の法人化 など 地域計画案の意見聴取・公告を省略可能 

農業外の利用 (事前の変更要)	● 公共用地や農家住宅等に供するための転用 農地の転用 農振除外・転用許可手続の前に地域計画を変更  ※ 一時転用の場合は変更不要
--------------------	--

審議事項1

地域計画、目標地図の素案について

地域計画

策定年月日	令和7年3月31日
更新年月日	令和8年3月31日 (第1回)
目標年度	令和12年度
市町村名 (市町村コード)	瑞浪市 21208
地域名 (地域内農業集落名)	土岐地区 (栄町集落、一日市場集落、清水集落、木ノ暮集落、下沢集落、名滝集落、奥名集落、 庄ヶ洞集落、市原集落、鶴城集落、大久手集落、桜堂集落、下益見集落、上益見集落、大 草集落、仲ヶ平集落)

注:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域計画の区域の状況

区域内の農用地等面積(農業上の利用が行われる農用地等の区域)	73.6 ha	※
① 農業振興地域のうち農用地区域内の農地面積	69.4 ha	
② 田の面積	64.3 ha	
③ 畑の面積(果樹、茶等を含む)	5.1 ha	
④ 区域内において、規模縮小などの意向のある農地面積の合計	4.9 ha	
⑤ 区域内において、今後農業を担う者が引き受ける意向のある農地面積の合計	0.4 ha	※
(参考)区域内における60才以上の農業者の農地面積の合計	61.0 ha	※
うち後継者不在の農業者の農地面積の合計	7.6 ha	※
(備考)区域内の農用地等面積のうち0.9haが遊休農地		

注1:①については、農業振興地域担当部局と調整の上、記載してください。

2:②及び③については、農業委員会の農地台帳の面積(現況地目)に基づき記載してください。

3:④については、規模縮小又は離農の意向のある農地面積を記載してください。

4:⑤については、区域内に特定することができない場合には、引き受ける意向のあるすべての農地面積を記載の上、備考欄にその旨記載してください。

5:(参考)の区域内における60才以上の農業者の農地面積等については、できる限り記載するように努めてください。

6:「区域内の農用地等面積」に遊休農地が含まれている場合には、備考欄にその面積を記載してください。

(2) 地域農業の現状及び課題

当地区の清水集落、木ノ暮集落、下沢集落、名滝集落、奥名集落、鶴城集落、桜堂集落では圃場整備を実施済みであり、担い手を中心に水稲が栽培されている。また、一部の農用地ではトマトなどの施設園芸が実施されている。圃場整備未実施の農用地では、主に農地所有者により水稲、露地野菜が作付けされている。 農用地区域内の農用地72.0haの内、84.7%は60歳以上の農業者が耕作している。また、奥名集落では集落営農組織による農地の管理が行われている。これまで大草集落営農組織が管理していた農地は、大草集落営農組織が解散したため、一部を稲津地区の水洗集落営農組織が管理している。その他の農地について担い手による集積を図っていく必要がある。 集落営農組織の管理面積及び担い手による集積面積は全体農用地の34.831.3%であり、持続的な農用地の利用を図るためには、集落営農組織による管理の継続、担い手による集積の拡大を図っていく必要がある。 また、獣害被害が増加傾向にあるため、鳥獣被害防止対策も必要となっている。 【地域の基礎データ】 認定農業者:2 主な作物:水稲	※
---	---

(3) 地域における農業の将来の在り方(作物の生産や栽培方法については、必須記載事項)

主要作物の水稲について、酷暑対策として早生品種や高温耐性品種を、生産性向上対策として多収品種を導入する。 スマート農業技術を導入することによって、担い手の経営面積を拡大する。 水稲以外の高収益作物や特産品化作物のなどの作付けを推進し、担い手の経営安定化を図る。 鳥獣被害防止対策としてワイヤーメッシュ防護柵を設置する。	※
---	---

2 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標

(1)農用地の効率的かつ総合的な利用に関する方針			
農地中間管理機構を活用した担い手への集積・集約化を基本とする。			
(2)担い手(効率的かつ安定的な経営を営む者)に対する農用地の集積に関する目標			
現状の集積率	31.3	%	将来の目標とする集積率 31.8 %
(3)農用地の集団化(集約化)に関する目標			
地域内の農業を担う者を中心に集積することによって集約化面積の拡大を図る。			

3 農業者及び区域内の関係者が2の目標を達成するためとるべき必要な措置

(1)農用地の集積・集団化の取組	※
担い手や関係機関で構成する検討会における農用地のゾーニングに関する協議に基づき、集積・集約化を推進する。	
(2)農地中間管理機構の活用方法	※
農用地の貸付意向調査により貸付希望時期等を把握し、担い手の経営意向に沿って段階的に活用していく。	
(3)基盤整備事業への取組	※
大区画化・汎用化が可能な農用地については、既に基盤整備事業等を実施済みである。事業等実施済みの農用地であっても区画が小規模のものもあるため、大規模区画に変更する再圃場整備の実施を検討する。	
(4)多様な経営体の確保・育成の取組	
JAとうと、県などと連携して地域内外から多様な経営体を募集し、農用地の斡旋、農業用機械の導入支援を行う。また、農産物等直売所出荷者協議会とも連携し、栽培技術講習会を実施するなど相談から定着まで切れ目のない取り組みを展開する。	
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の取組	
地域内の農業を担う者のうち、A及びBに委託を進める。	

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組内容を記載してください)

☒ ①鳥獣被害防止対策	☒ ②有機・減農薬・減肥料	☒ ③スマート農業	☐ ④畑地化・輸出等	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☒ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携等	☐ ⑩その他

【選択した上記の取組内容】

- ①ワイヤーメッシュ防護柵を設置し、地区における見回りを実施することで獣害を防止する。
 ②有機・減農薬といった付加価値の高い農業への転換を進める。
 ③担い手の経営効率化を図るためのスマート農業機械を導入する。
 ⑦農産物等直売所の出荷者など小規模の農業者を育成することで、大規模の農業者が集積困難な農用地の活用につなげる。

4 地域内の農業を担う者一覧(目標地図に位置付ける者)

属性	農業を担う者 (氏名・名称)	現状			10年後 (目標年度:令和12年度)				備考
		経営作目等	経営面積	作業受託面積	経営作目等	経営面積	作業受託面積	目標地図上の表示	
認農	A	水稲	9.4 ha	ha	水稲	9.4 ha	ha	水色	
認農	B	水稲	3.0 ha	4.8 ha	水稲	3.4 ha	4.8 ha	オレンジ	
集	C	水稲	4.8 ha	ha	水稲	4.8 ha	ha	赤斜線	
集	D	水稲	0.5 ha	ha	水稲	0.5 ha	ha	赤斜線	
利用者	E	露地野菜	0.2 ha	ha	露地野菜	0.2 ha	ha	黄色	
利用者	F	トマト	0.4 ha	ha	トマト	0.4 ha	ha	黄色	
利用者	G	水稲	0.4 ha	ha	水稲	0.4 ha	ha	黄色	
利用者	H	水稲	1.0 ha	ha	水稲	1.0 ha	ha	黄色	
利用者	I	水稲	0.8 ha	ha	水稲	0.8 ha	ha	黄色	
利用者	J	露地野菜	0.1 ha	ha	露地野菜	0.1 ha	ha	黄色	
利用者	K	露地野菜	0.3 ha	ha	露地野菜	0.3 ha	ha	黄色	
利用者	L	水稲	0.1 ha	ha	水稲	0.1 ha	ha	黄色	
利用者	M	水稲	0.7 ha	ha	水稲	0.7 ha	ha	黄色	
計	13経営体		21.7 ha	4.8 ha		22.1 ha	4.8 ha		

5 農業支援サービス事業者一覧(任意記載事項)

番号	事業体名 (氏名・名称)	作業内容	対象品目

6 目標地図(別添のとおり)

7 基盤法第22条の3(地域計画に係る提案の特例)を活用する場合には、以下を記載してください。

農用地所有者等数(人)		うち計画同意者数(人・%)	
-------------	--	---------------	--

注1:「農用地所有者等」欄には、区域内の農用地等の所有者、賃借人等の使用収益権者の数を記載してください。

注2:「うち計画同意者数」欄には、同意者数を記載してください。

注3:提案する地区の対象となる範囲を目標地図に明記してください。

(留意事項)

農業を担う者を位置付ける際、これらの者の氏名が含まれた地域計画について、法令に基づく手続として、本人の同意なく、関係者の意見聴取や、地域計画の案の縦覧、地域計画の公告を行うことができますが、個人情報保有に当たっては、利用目的をできる限り特定し、本人から直接書面に記録された個人情報を取得するときは、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示してください。

また、市町村の公報への掲載等とは別に、インターネットの利用により関係者以外の不特定多数に対して情報を提供する場合は、氏名を削除するなど配慮してください。

必要に応じて区域内の農用地の一覧を参考として添付してください。

地域計画

策定年月日	令和7年3月31日
更新年月日	令和8年3月31日 (第1回)
目標年度	令和12年度
市町村名 (市町村コード)	瑞浪市 21208
地域名 (地域内農業集落名)	明世地区 (月吉集落、戸狩集落、山野内集落)

注:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域計画の区域の状況

区域内の農用地等面積(農業上の利用が行われる農用地等の区域)	23.6 ha	※
① 農業振興地域のうち農用地区域内の農地面積	23.6 ha	
② 田の面積	22.6 ha	
③ 畑の面積(果樹、茶等を含む)	1.0 ha	
④ 区域内において、規模縮小などの意向のある農地面積の合計	1.4 ha	
⑤ 区域内において、今後農業を担う者が引き受ける意向のある農地面積の合計	0 ha	※
(参考) 区域内における60才以上の農業者の農地面積の合計	20.4 ha	※
うち後継者不在の農業者の農地面積の合計	1.2 ha	※
(備考) 区域内の農用地等面積のうち0.5haが遊休農地		

注1:①については、農業振興地域担当部局と調整の上、記載してください。

2:②及び③については、農業委員会の農地台帳の面積(現況地目)に基づき記載してください。

3:④については、規模縮小又は離農の意向のある農地面積を記載してください。

4:⑤については、区域内に特定することができない場合には、引き受ける意向のあるすべての農地面積を記載の上、備考欄にその旨記載してください。

5:(参考)の区域内における60才以上の農業者の農地面積等については、できる限り記載するように努めてください。

6:「区域内の農用地等面積」に遊休農地が含まれている場合には、備考欄にその面積を記載してください。

(2) 地域農業の現状及び課題

戸狩集落、山野内集落の圃場整備未実施の農用地では、主に農地所有者により水稲、露地野菜が作付けされている。
月吉集落では圃場整備を実施済みであり、担い手を中心に水稲が作付けされている。
農用地区域内の農用地23.6haは、月吉集落に位置し、その内86.4%は60歳以上の農業者が耕作している。
担い手による集積面積は全体農用地の50.0%であり、持続的な農用地の利用を図るためには、担い手による集積を拡大していく必要がある。
また、獣害被害が増加傾向にあるため、鳥獣被害防止対策も必要となっている。
【地域の基礎データ】
認定農業者:3
主な作物:水稲

(3) 地域における農業の将来の在り方(作物の生産や栽培方法については、必須記載事項)

主要作物の水稲について、酷暑対策として早生品種や高温耐性品種を、生産性向上対策として多収品種を導入する。
スマート農業技術を導入することによって、担い手の経営面積を拡大する。
水稲以外の高収益作物や特産品化作物などの作付けを推進し、担い手の経営安定化を図る。
鳥獣被害防止対策としてワイヤーメッシュ防護柵を設置する。

2 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標

(1) 農用地の効率的かつ総合的な利用に関する方針 農地中間管理機構を活用した担い手への集積・集約化を基本とする。			
(2) 担い手(効率的かつ安定的な経営を営む者)に対する農用地の集積に関する目標			
現状の集積率	50.0	%	将来の目標とする集積率 50.0 %
(3) 農用地の集団化(集約化)に関する目標 地域内の農業を担う者を中心に集積することによって集約化面積の拡大を図る。			

3 農業者及び区域内の関係者が2の目標を達成するためとるべき必要な措置

(1) 農用地の集積、集団化の取組 担い手や関係機関で構成する検討会における農用地のゾーニングに関する協議に基づき、集積・集約化を推進する。 また、柄石地区の再圃場整備実施後の農地を担い手に集積・集約化する。	※
(2) 農地中間管理機構の活用方法 農用地の貸付意向調査により貸付希望時期等を把握し、担い手の経営意向に沿って段階的に活用していく。 また、柄石地区の再圃場整備実施後には農地中間管理機構を活用して集積する。	※
(3) 基盤整備事業への取組 大区画化・汎用化が可能な農用地については、既に基盤整備事業等を実施済みである。事業等実施済みの農用地であっても区画が小規模のものもあるため、大規模区画に変更する再圃場整備の実施を検討する。 柄石地区の再圃場整備については、令和7年度より実施する。	※
(4) 多様な経営体の確保・育成の取組 JAとうと、県などと連携して地域内外から多様な経営体を募集し、農用地の幹旋、農業用機械の導入支援を行う。また、農産物等直売所出荷者協議会とも連携し、栽培技術講習会を実施するなど相談から定着まで切れ目のない取り組みを展開する。	
(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の取組 地域内の農業を担う者のうち、A、B及びCに委託を進める。	

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組内容を記載してください)

☐ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☐ ③スマート農業	☐ ④畑地化・輸出等	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☐ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携等	☐ ⑩その他

【選択した上記の取組内容】

- ①ワイヤーメッシュ防護柵を設置し、地区における見回りを実施することで獣害を防止する。
 ②有機・減農薬といった付加価値の高い農業への転換を進める。
 ③担い手の経営効率化を図るためのスマート農業機械を導入する。
 ⑦農産物等直売所の出荷者など小規模の農業者を育成することで、大規模の農業者が集積困難な農用地の活用につなげる。

4 地域内の農業を担う者一覧(目標地図に位置付ける者)

属性	農業を担う者 (氏名・名称)	現状			10年後 (目標年度: 令和 年度)				
		経営作目等	経営面積	作業受託面積	経営作目等	経営面積	作業受託面積	目標地図上の表示	備考
認農	A	水稲	9.0 ha	2.2 ha	水稲	9.0 ha	2.2 ha	ピンク	
認農	B	水稲	0.2 ha	ha	水稲	0.2 ha	ha	青	
認農	C	水稲	0 ha	0.4 ha	水稲	0 ha	0.4 ha	オレンジ	
利用者	D	水稲	0.2 ha	ha	水稲	0.2 ha	ha	黄色	
利用者	E	水稲	0.2 ha	ha	水稲	0.2 ha	ha	黄色	
計	5経営体		9.6 ha	2.6 ha		9.6 ha	2.6 ha		

5 農業支援サービス事業者一覧(任意記載事項)

番号	事業体名 (氏名・名称)	作業内容	対象品目

6 目標地図(別添のとおり)

7 基盤法第22条の3(地域計画に係る提案の特例)を活用する場合には、以下を記載してください。

農用地所有者等数(人)		うち計画同意者数(人・%)	
-------------	--	---------------	--

注1:「農用地所有者等」欄には、区域内の農用地等の所有者、賃借人等の使用収益権者の数を記載してください。

注2:「うち計画同意者数」欄には、同意者数を記載してください。

注3:提案する地区の対象となる範囲を目標地図に明記してください。

(留意事項)

農業を担う者を位置付ける際、これらの者の氏名が含まれた地域計画について、法令に基づく手続として、本人の同意なく、関係者の意見聴取や、地域計画の案の縦覧、地域計画の公告を行うことができますが、個人情報保有に当たっては、利用目的をできる限り特定し、本人から直接書面に記録された個人情報を取得するときは、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示してください。

また、市町村の公報への掲載等とは別に、インターネットの利用により関係者以外の不特定多数に対して情報を提供する場合は、氏名を削除するなど配慮してください。

必要に応じて区域内の農用地の一覧を参考として添付してください。

地域計画

策定年月日	令和7年3月31日
更新年月日	令和8年3月31日 (第1回)
目標年度	令和12年度
市町村名 (市町村コード)	瑞浪市 21208
地域名 (地域内農業集落名)	稲津地区 (山ノ田1号集落、山ノ田2号集落、産郷集落、中屋敷集落、五郷集落、三角集落、神戸集落、下小里集落、羽広集落、須之宮集落、釜糠集落、川折集落、河原集落、小井戸集落、水洗集落、中洞集落、上平集落、大牧集落、斧池集落)

注:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域計画の区域の状況

区域内の農用地等面積(農業上の利用が行われる農用地等の区域)	56.6 ha	※
① 農業振興地域のうち農用地区域内の農地面積	39.1 ha	
② 田の面積	35.6 ha	
③ 畑の面積(果樹、茶等を含む)	3.5 ha	
④ 区域内において、規模縮小などの意向のある農地面積の合計	3.3 ha	
⑤ 区域内において、今後農業を担う者が引き受ける意向のある農地面積の合計	1.3 ha	※
(参考)区域内における60才以上の農業者の農地面積の合計	33.8 ha	※
うち後継者不在の農業者の農地面積の合計	3.1 ha	※
(備考)区域内の農用地等面積のうち2.3haが遊休農地		

注1:①については、農業振興地域担当部局と調整の上、記載してください。

2:②及び③については、農業委員会の農地台帳の面積(現況地目)に基づき記載してください。

3:④については、規模縮小又は離農の意向のある農地面積を記載してください。

4:⑤については、区域内に特定することができない場合には、引き受ける意向のあるすべての農地面積を記載の上、備考欄にその旨記載してください。

5:(参考)の区域内における60才以上の農業者の農地面積等については、できる限り記載するように努めてください。

6:「区域内の農用地等面積」に遊休農地が含まれている場合には、備考欄にその面積を記載してください。

(2) 地域農業の現状及び課題

当地区の小井戸集落、河原集落、斧池集落、水洗集落、中洞集落、上平集落、大牧集落では圃場整備を実施済みであり、担い手を中心に水稻が作付けされている。
圃場整備未実施農地では、主に農地所有者により水稻、露地野菜が作付けされている。
農用地区域内の農用地54.0haの内、62.6%は60歳以上の農業者が耕作している。また、水洗集落、大牧集落では集落営農組織による農地の管理が行われている。これまで中洞集落営農組織が管理していた農地は、中洞集落営農組織が解散したため、一部を水洗集落営農組織が管理している。その他の農地について担い手による集積を図っていく必要がある。
集落営農組織の管理面積及び担い手による集積面積は全体農用地の40.6%であり、持続的な農用地の利用を図るためには、集落営農組織による管理の継続、担い手による集積の拡大を図っていく必要がある。
また、獣害被害が増加傾向にあるため、鳥獣被害防止対策が必要となっている。
【地域の基礎データ】
認定農業者:2
主な作物等:水稻

(3) 地域における農業の将来の在り方(作物の生産や栽培方法については、必須記載事項)

主要作物の水稻について、酷暑対策として早生品種や高温耐性品種を、生産性向上対策として多収品種を導入する。
スマート農業技術を導入することによって、担い手の経営面積を拡大する。
水稻以外の高収益作物や特産品化作物のなどの作付けを推進し、担い手の経営安定化を図る。
鳥獣被害防止対策としてワイヤーメッシュ防護柵を設置する。

2 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標

(1)農用地の効率的かつ総合的な利用に関する方針			
農地中間管理機構を活用した担い手への集積・集約化を基本とする。			
(2)担い手(効率的かつ安定的な経営を営む者)に対する農用地の集積に関する目標			
現状の集積率	40.6	%	将来の目標とする集積率 43.0 %
(3)農用地の集団化(集約化)に関する目標			
地域内の農業を担う者を中心に集積することによって集約化面積の拡大を図る。			

3 農業者及び区域内の関係者が2の目標を達成するためとるべき必要な措置

(1)農用地の集積・集団化の取組	※
担い手や関係機関で構成する検討会における農用地のゾーニングに関する協議に基づき、集積・集約化を推進する。	
(2)農地中間管理機構の活用方法	※
農用地の貸付意向調査により貸付希望時期等を把握し、担い手の経営意向に沿って段階的に活用していく。	
(3)基盤整備事業への取組	※
大区画化・汎用化が可能な農用地については、既に基盤整備事業等を実施済みである。事業等実施済みの農用地であっても区画が小規模のものもあるため、大規模区画に変更する再圃場整備の実施を検討する。	
(4)多様な経営体の確保・育成の取組	
JAとうと、県などと連携して地域内外から多様な経営体を募集し、農用地の幹旋、農業用機械の導入支援を行う。また、農産物等直売所出荷者協議会とも連携し、栽培技術講習会を実施するなど相談から定着まで切れ目のない取り組みを展開する。	
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の取組	
地域内の農業を担う者のうち、A及びBに委託を進める。	

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組内容を記載してください)

☒ ①鳥獣被害防止対策	☒ ②有機・減農薬・減肥料	☒ ③スマート農業	☐ ④畑地化・輸出等	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☐ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携等	☐ ⑩その他

【選択した上記の取組内容】

- ①ワイヤーメッシュ防護柵を設置し、地区における見回りを実施することで獣害を防止する。
 ②有機・減農薬といった付加価値の高い農業への転換を進める。
 ③担い手の経営効率化を図るためのスマート農業機械を導入する。
 ⑦農産物等直売所の出荷者など小規模の農業者を育成することで、大規模の農業者が集積困難な農用地の活用につなげる。

4 地域内の農業を担う者一覧(目標地図に位置付ける者)

属性	農業を担う者 (氏名・名称)	現状			10年後 (目標年度:令和 年度)				
		経営作目等	経営面積	作業受託面積	経営作目等	経営面積	作業受託面積	目標地図上の表示	備考
認農	A	水稲	7.9 ha	0.4 ha	水稲	9.0 ha	0.4 ha	緑	
認農	B	水稲	0.7 ha	ha	水稲	0.9 ha	ha	青	
集	C	水稲	1.5 ha	ha	水稲	1.5 ha	ha	赤斜線	
集	D	水稲	5.0 ha	ha	水稲	5.0 ha	ha	赤斜線	
集	E	水稲	6.4 ha	ha	水稲	6.4 ha	ha	赤斜線	
利用者	F	水稲	0.1 ha	ha	水稲	0.1 ha	ha	黄色	
利用者	G	水稲	0.3 ha	ha	水稲	0.3 ha	ha	黄色	
利用者	H	水稲	0.2 ha	ha	水稲	0.2 ha	ha	黄色	
利用者	I	水稲	0.2 ha	ha	水稲	0.2 ha	ha	黄色	
利用者	J	水稲	0.3 ha	ha	水稲	0.3 ha	ha	黄色	
計	10経営体		22.6 ha	0.4 ha		23.9 ha	0.4 ha		

利用権設定0.4haを除く

5 農業支援サービス事業者一覧(任意記載事項)

番号	事業体名 (氏名・名称)	作業内容	対象品目

6 目標地図(別添のとおり)

7 基盤法第22条の3(地域計画に係る提案の特例)を活用する場合には、以下を記載してください。

農用地所有者等数(人)		うち計画同意者数(人・%)	
-------------	--	---------------	--

注1:「農用地所有者等」欄には、区域内の農用地等の所有者、賃借人等の使用収益権者の数を記載してください。

注2:「うち計画同意者数」欄には、同意者数を記載してください。

注3:提案する地区の対象となる範囲を目標地図に明記してください。

(留意事項)

農業を担う者を位置付ける際、これらの者の氏名が含まれた地域計画について、法令に基づく手続として、本人の同意なく、関係者の意見聴取や、地域計画の案の縦覧、地域計画の公告を行うことができますが、個人情報を保有するに当たっては、利用目的をできる限り特定し、本人から直接書面に記録された個人情報を取得するときは、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示してください。

また、市町村の公報への掲載等とは別に、インターネットの利用により関係者以外の不特定多数に対して情報を提供する場合は、氏名を削除するなど配慮してください。

必要に応じて区域内の農用地の一覧を参考として添付してください。

地域計画

策定年月日	令和7年3月31日
更新年月日	令和8年3月31日 (第1回)
目標年度	令和12年度
市町村名 (市町村コード)	瑞浪市 21208
地域名 (地域内農業集落名)	陶地区 (猿爪集落、水上集落、大川集落)

注:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域計画の区域の状況

区域内の農用地等面積(農業上の利用が行われる農用地等の区域)	26.1 ha	※
① 農業振興地域のうち農用地区域内の農地面積	25.9 ha	
② 田の面積	24.2 ha	
③ 畑の面積(果樹、茶等を含む)	1.7 ha	
④ 区域内において、規模縮小などの意向のある農地面積の合計	2.5 ha	
⑤ 区域内において、今後農業を担う者が引き受ける意向のある農地面積の合計	0.7 ha	※
(参考) 区域内における60才以上の農業者の農地面積の合計	20.5 ha	※
うち後継者不在の農業者の農地面積の合計	2.0 ha	※
(備考) 区域内の農用地等面積のうち0.6haが遊休農地		

注1: ①については、農業振興地域担当部局と調整の上、記載してください。
 2: ②及び③については、農業委員会の農地台帳の面積(現況地目)に基づき記載してください。
 3: ④については、規模縮小又は離農の意向のある農地面積を記載してください。
 4: ⑤については、区域内に特定することができない場合には、引き受ける意向のあるすべての農地面積を記載の上、備考欄にその旨記載してください。
 5: (参考)の区域内における60才以上の農業者の農地面積等については、できる限り記載するように努めてください。
 6: 「区域内の農用地等面積」に遊休農地が含まれている場合には、備考欄にその面積を記載してください。

(2) 地域農業の現状及び課題

猿爪集落の圃場整備未実施の農用地では、主に農地所有者により水稻、露地野菜が作付けされている。水上集落、大川集落では圃場整備を実施済みであり、担い手を中心に水稻が作付けされている。また、一部の農用地では地域振興作物のキクイモが作付けされている。農用地区域内の農用地25.9haは、水上集落と大川集落に位置し、その内79.2%は60歳以上の農業者が耕作している。また、水上集落では、集落営農組織による農地の管理が行われている。集落営農組織の管理面積及び担い手による集積面積は全体農用地の84.6%であり、大半が集落営農組織、認定農業者を中心とした担い手により管理・集積されている。持続的な農用地の利用を図るためには、集落営農組織による管理、担い手による集積を継続する必要がある。また、獣害被害が増加傾向にあるため、鳥獣被害防止対策も必要となっている。

【地域の基礎データ】
 認定農業者: 2
 主な作物: 水稻、キクイモ

(3) 地域における農業の将来の在り方(作物の生産や栽培方法については、必須記載事項)

主要作物の水稻について、酷暑対策として早生品種や高温耐性品種を、生産性向上対策として多収品種を導入する。スマート農業技術を導入することによって、担い手の経営面積を拡大する。水稻以外の高収益作物や特産品化作物などの作付けを推進し、担い手の経営安定化を図る。鳥獣被害防止対策としてワイヤーメッシュ防護柵を設置する。

2 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標

(1) 農用地の効率的かつ総合的な利用に関する方針			
農地中間管理機構を活用した担い手への集積・集約化を基本とする。			
(2) 担い手(効率的かつ安定的な経営を営む者)に対する農用地の集積に関する目標			
現状の集積率	84.6	%	将来の目標とする集積率 87.3 %
(3) 農用地の集団化(集約化)に関する目標			
地域内の農業を担う者を中心にすでに集約化され、規模拡大が難しい状況にあるため、現状維持を目標とする。			

3 農業者及び区域内の関係者が2の目標を達成するためとるべき必要な措置

(1) 農用地の集積、集団化の取組	※
担い手や関係機関で構成する検討会における農用地のゾーニングに関する協議に基づき、集積・集約化を推進する。	
(2) 農地中間管理機構の活用方法	※
農用地の貸付意向調査により貸付希望時期等を把握し、担い手の経営意向に沿って段階的に活用していく。	
(3) 基盤整備事業への取組	※
大区画化・汎用化が可能な農用地については、既に基盤整備事業等を実施済みである。事業等実施済みの農用地であっても区画が小規模のものもあるため、大規模区画に変更する再圃場整備の実施を検討する。	
(4) 多様な経営体の確保・育成の取組	
JAとうと、県などと連携して地域内外から多様な経営体を募集し、農用地の斡旋、農業用機械の導入支援を行う。また、農産物等直売所出荷者協議会とも連携し、栽培技術講習会を実施するなど相談から定着まで切れ目のない取り組みを展開する。	
(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の取組	
地域内の農業を担うのうち、A及びBに委託を進める。	

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組内容を記載してください)

☒ ①鳥獣被害防止対策	☒ ②有機・減農薬・減肥料	☒ ③スマート農業	☐ ④畑地化・輸出等	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☒ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携等	☐ ⑩その他

【選択した上記の取組内容】

- ①ワイヤーメッシュ防護柵を設置し、地区における見回りを実施することで獣害を防止する。
 ②有機・減農薬といった付加価値の高い農業への転換を進める。
 ③担い手の経営効率化を図るためのスマート農業機械を導入する。
 ⑦農産物等直売所の出荷者など小規模の農業者を育成することで、大規模の農業者が集積困難な農用地の活用につなげる。

4 地域内の農業を担う者一覧(目標地図に位置付ける者)

属性	農業を担う者 (氏名・名称)	現状			10年後 (目標年度: 令和 年度)				備考
		経営作目等	経営面積	作業受託面積	経営作目等	経営面積	作業受託面積	目標地図上の表示	
認農	A	水稲・キウイモ	ha	17.0 ha	水稲・キウイモ	ha	17.0 ha	深緑	
認農	B	水稲	2.6 ha	0.5 ha	水稲	3.3 ha	0.5 ha	オレンジ	
集	C	水稲	1.8 ha	ha	水稲	1.8 ha	ha	赤斜線	利用集積等2.1haを除く
利用者	D	水稲	0.1 ha	ha	水稲	0.1 ha	ha	黄色	
利用者	E	水稲	0.2 ha	ha	水稲	0.2 ha	ha	黄色	
利用者	F	露地野菜	0.4 ha	ha	露地野菜	0.4 ha	ha	黄色	
利用者	G	水稲	0.1 ha	ha	水稲	0.1 ha	ha	黄色	
利用者	H	水稲	0.2 ha	ha	水稲	0.2 ha	ha	黄色	
利用者	I	水稲	0.1 ha	ha	水稲	0.1 ha	ha	ha	
計	9経営体		5.5 ha	17.5 ha		6.2 ha	17.5 ha		

5 農業支援サービス事業者一覧(任意記載事項)

番号	事業体名 (氏名・名称)	作業内容	対象品目

6 目標地図(別添のとおり)

7 基盤法第22条の3(地域計画に係る提案の特例)を活用する場合には、以下を記載してください。

農用地所有者等数(人)		うち計画同意者数(人・%)	
-------------	--	---------------	--

注1:「農用地所有者等」欄には、区域内の農用地等の所有者、賃借人等の使用収益権者の数を記載してください。

注2:「うち計画同意者数」欄には、同意者数を記載してください。

注3:提案する地区の対象となる範囲を目標地図に明記してください。

(留意事項)

農業を担う者を位置付ける際、これらの者の氏名が含まれた地域計画について、法令に基づく手続として、本人の同意なく、関係者の意見聴取や、地域計画の案の縦覧、地域計画の公告を行うことができますが、個人情報を保有するに当たっては、利用目的をできる限り特定し、本人から直接書面に記録された個人情報を取得するときは、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示してください。

また、市町村の公報への掲載等とは別に、インターネットの利用により関係者以外の不特定多数に対して情報を提供する場合は、氏名を削除するなど配慮してください。

必要に応じて区域内の農用地の一覧を参考として添付してください。

地域計画

策定年月日	令和7年3月31日
更新年月日	令和8年3月31日 (第1回)
目標年度	令和12年度
市町村名 (市町村コード)	瑞浪市 21208
地域名 (地域内農業集落名)	釜戸地区 (神徳集落、公文垣内集落、宿集落、中切集落、町屋集落、上平集落、川戸集落、論析集落、西大島集落、中大島集落、東大島集落、下荻島集落、上荻島集落、大久後・細山集落、平山集落)

注:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域計画の区域の状況

区域内の農用地等面積(農業上の利用が行われる農用地等の区域)	128.7 ha	※
① 農業振興地域のうち農用地区域内の農地面積	115.3 ha	
② 田の面積	104.4 ha	
③ 畑の面積(果樹、茶等を含む)	10.9 ha	
④ 区域内において、規模縮小などの意向のある農地面積の合計	12.7 ha	
⑤ 区域内において、今後農業を担う者が引き受ける意向のある農地面積の合計	11.8 ha	※
(参考) 区域内における60才以上の農業者の農地面積の合計	98.9 ha	※
うち後継者不在の農業者の農地面積の合計	8.6 ha	※
(備考) 区域内の農用地等面積のうち8.4haが遊休農地		

注1:①については、農業振興地域担当部局と調整の上、記載してください。

2:②及び③については、農業委員会の農地台帳の面積(現況地目)に基づき記載してください。

3:④については、規模縮小又は離農の意向のある農地面積を記載してください。

4:⑤については、区域内に特定することができない場合には、引き受ける意向のあるすべての農地面積を記載の上、備考欄にその旨記載してください。

5:(参考)の区域内における60才以上の農業者の農地面積等については、できる限り記載するように努めてください。

6:「区域内の農用地等面積」に遊休農地が含まれている場合には、備考欄にその面積を記載してください。

(2) 地域農業の現状及び課題

当地区の宿集落、公文垣内集落、中切集落、町屋集落、上平集落、西大島集落、中大島集落、東大島集落、下荻島集落、上荻島集落、大久後・細山集落、平山集落では圃場整備を実施済みであり、担い手を中心に水稻が栽培されている。また、一部の農用地では特産品化作物のニンニクやマコモタケが生産されている。圃場整備未実施の農用地では、主に農地所有者により水稻、露地野菜が作付けされている。農用地区域内の農用地128.1haの内、77.2%は60歳以上の農業者が耕作している。また、平山集落、大久後・細山集落では集落営農組織による農地の管理が行われている。集落営農組織の管理面積及び担い手による集積面積は全体農用地の内33.3%であり、持続的な農用地の利用を図るためには、集落営農組織による管理の継続、担い手による集積の拡大を図っていく必要がある。また、獣害被害が増加傾向にあるため、鳥獣被害防止対策も必要となっている。

【地域の基礎データ】
認定農業者:6
主な作物等:水稻、ニンニク、マコモタケ

(3) 地域における農業の将来の在り方(作物の生産や栽培方法については、必須記載事項)

主要作物の水稻について、酷暑対策として早生品種や高温耐性品種を、生産性向上対策として多収品種を導入する。
スマート農業技術を導入することによって、担い手の経営面積を拡大する。
水稻以外の高収益作物や特産品化作物のなどの作付けを推進し、担い手の経営安定化を図る。
鳥獣被害防止対策としてワイヤーメッシュ防護柵を設置する。

2 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標

(1)農用地の効率的かつ総合的な利用に関する方針			
農地中間管理機構を活用した担い手への集積・集約化を基本とする。			
(2)担い手(効率的かつ安定的な経営を営む者)に対する農用地の集積に関する目標			
現状の集積率	33.3	%	将来の目標とする集積率 42.5 %
(3)農用地の集団化(集約化)に関する目標			
地域内の農業を担う者を中心に集積することによって集約化面積の拡大を図る。			

3 農業者及び区域内の関係者が2の目標を達成するためとるべき必要な措置

(1)農用地の集積・集団化の取組	※
担い手や関係機関で構成する検討会における農用地のゾーニングに関する協議に基づき、集積・集約化を推進する。	
(2)農地中間管理機構の活用方法	※
農用地の貸付意向調査により貸付希望時期等を把握し、担い手の経営意向に沿って段階的に活用していく。	
(3)基盤整備事業への取組	※
大区画化・汎用化が可能な農用地については、既に基盤整備事業等を実施済みである。事業等実施済みの農用地であっても区画が小規模のものもあるため、大規模区画に変更する再圃場整備の実施を検討する。	
(4)多様な経営体の確保・育成の取組	
JAとうと、県などと連携して地域内外から多様な経営体を募集し、農用地の斡旋、農業用機械の導入支援を行う。また、農産物等直売所出荷者協議会とも連携し、栽培技術講習会を実施するなど相談から定着まで切れ目のない取り組みを展開する。	
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の取組	
地域内の農業を担う者のうち、A、C、D及びEに委託を進める。	

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組内容を記載してください)

☐ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☐ ③スマート農業	☐ ④畑地化・輸出等	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☐ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携等	☐ ⑩その他

【選択した上記の取組内容】

- ①ワイヤーメッシュ防護柵を設置し、地区における見回りを実施することで獣害を防止する。
- ②有機・減農薬といった付加価値の高い農業への転換を進める。
- ③担い手の経営効率化を図るためのスマート農業機械を導入する。
- ⑦農産物等直売所の出荷者など小規模の農業者を育成することで、大規模の農業者が集積困難な農用地の活用につなげる。

4 地域内の農業を担う者一覧(目標地図に位置付ける者)

属性	農業を担う者 (氏名・名称)	現状			10年後 (目標年度:令和 年度)				
		経営作目等	経営面積	作業受託面積	経営作目等	経営面積	作業受託面積	目標地図上の表示	備考
認農	A	水稲	5.5 ha	0.8 ha	水稲	8.4 ha	0.8 ha	紺	
認農	B	露地野菜(ニンニク)	2.6 ha	ha	露地野菜(ニンニク)	8.7 ha	ha	赤	
認農	C	水稲	1.0 ha	ha	水稲	3.8 ha	ha	緑	
認農	D	水稲	0.1 ha	ha	水稲	0.1 ha	ha	青	
認農	E	水稲	ha	1.2 ha	水稲	ha	1.2 ha	オレンジ	
認就	F	露地野菜	0.1 ha	ha	露地野菜	0.1 ha	ha	黄色	
集	G	水稲・マコモタケ	18.1 ha	ha	水稲・マコモタケ	18.1 ha	ha	赤斜線	
集	H	水稲	13.2 ha		水稲	13.2		赤斜線	利用権設定1.7haを除く
利用者	I	露地野菜	0.3 ha	ha	露地野菜	0.3 ha	ha	黄色	
利用者	J	水稲	1.0 ha	ha	水稲	1.0 ha	ha	黄色	
利用者	K	花き	0.5 ha	ha	花き	0.5 ha	ha	黄色	
利用者	L	水稲	0.6 ha	ha	水稲	0.6 ha	ha	黄色	
計	12経営体		43 ha	2 ha		54.8 ha	2 ha		

5 農業支援サービス事業者一覧(任意記載事項)

番号	事業体名 (氏名・名称)	作業内容	対象品目

6 目標地図(別添のとおり)

7 基盤法第22条の3(地域計画に係る提案の特例)を活用する場合には、以下を記載してください。

農用地所有者等数(人)		うち計画同意者数(人・%)	
-------------	--	---------------	--

注1:「農用地所有者等」欄には、区域内の農用地等の所有者、賃借人等の使用収益権者の数を記載してください。

注2:「うち計画同意者数」欄には、同意者数を記載してください。

注3:提案する地区の対象となる範囲を目標地図に明記してください。

(留意事項)

農業を担う者を位置付ける際、これらの者の氏名が含まれた地域計画について、法令に基づく手続として、本人の同意なく、関係者の意見聴取や、地域計画の案の縦覧、地域計画の公告を行うことができますが、個人情報を保有するに当たっては、利用目的をできる限り特定し、本人から直接書面に記録された個人情報を取得するときは、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示してください。

また、市町村の公報への掲載等とは別に、インターネットの利用により関係者以外の不特定多数に対して情報を提供する場合は、氏名を削除するなど配慮してください。

必要に応じて区域内の農用地の一覧を参考として添付してください。

地域計画

策定年月日	令和7年3月31日
更新年月日	令和8年3月31日 (第1回)
目標年度	令和12年度
市町村名 (市町村コード)	瑞浪市 21208
地域名 (地域内農業集落名)	大湫地区 (神田集落、大湫集落、足又集落)

注:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域計画の区域の状況

区域内の農用地等面積(農業上の利用が行われる農用地等の区域)	55.8 ha	※
① 農業振興地域のうち農用地区域内の農地面積	46.8 ha	
② 田の面積	42.6 ha	
③ 畑の面積(果樹、茶等を含む)	4.2 ha	
④ 区域内において、規模縮小などの意向のある農地面積の合計	1.8 ha	
⑤ 区域内において、今後農業を担う者が引き受ける意向のある農地面積の合計	5.6 ha	※
(参考)区域内における60才以上の農業者の農地面積の合計	43.7 ha	※
うち後継者不在の農業者の農地面積の合計	2.6 ha	※
(備考)区域内の農用地等面積のうち0.5haが遊休農地		

注1:①については、農業振興地域担当部局と調整の上、記載してください。

2:②及び③については、農業委員会の農地台帳の面積(現況地目)に基づき記載してください。

3:④については、規模縮小又は離農の意向のある農地面積を記載してください。

4:⑤については、区域内に特定することができない場合には、引き受ける意向のあるすべての農地面積を記載の上、備考欄にその旨記載してください。

5:(参考)の区域内における60才以上の農業者の農地面積等については、できる限り記載するように努めてください。

6:「区域内の農用地等面積」に遊休農地が含まれている場合には、備考欄にその面積を記載してください。

(2) 地域農業の現状及び課題

※

当地区の神田集落、大湫集落、足又集落では圃場整備を実施済みであり、担い手を中心に水稻が栽培され、一部の農用地では、地域振興作物であるアスパラガスや、特産品化作物であるニンニクが栽培されている。圃場整備未実施の農用地では、主に農地所有者により水稻、露地野菜が作付けされている。また、養豚、養鶏といった畜産も行われており、ブランド豚やブロイラーが生産されている。農用地区域内の農用地44.7haの内、97.8%は60歳以上の農業者が耕作している。担い手による集積面積は全体農用地の78.7%であり、認定農業者への集積を進める必要がある。持続的な農用地の利用を図るためには、担い手による集積を継続するとともに、農業者離農時の集積・集約化も検討していく必要がある。また、獣害被害が増加傾向にあるため、鳥獣被害防止対策も必要となっている。

【地域の基礎データ】
(耕種農家)
認定農業者:1
主な作物等:水稻、アスパラガス、ニンニク
(畜産農家)

(3) 地域における農業の将来の在り方(作物の生産や栽培方法については、必須記載事項)

※

主要作物の水稻について、酷暑対策として早生品種や高温耐性品種を、生産性向上対策として多収品種を導入する。
スマート農業技術を導入することによって、担い手の経営面積を拡大する。
水稻以外の高収益作物や特産品化作物のなどの作付けを推進し、担い手の経営安定化を図る。
鳥獣被害防止対策としてワイヤーメッシュ防護柵を設置する。

2 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標

(1)農用地の効率的かつ総合的な利用に関する方針 農地中間管理機構を活用した担い手への集積・集約化を基本とする。			
(2)担い手(効率的かつ安定的な経営を営む者)に対する農用地の集積に関する目標			
現状の集積率	78.7	%	将来の目標とする集積率 91.3 %
(3)農用地の集団化(集約化)に関する目標 地域内の農業を担う者を中心に集積することによって集約化面積の拡大を図る。			

3 農業者及び区域内の関係者が2の目標を達成するためとるべき必要な措置

(1)農用地の集積・集団化の取組 担い手や関係機関で構成する検討会における農用地のゾーニングに関する協議に基づき、集積・集約化を推進する。	※
(2)農地中間管理機構の活用方法 農用地の貸付意向調査により貸付希望時期等を把握し、担い手の経営意向に沿って段階的に活用していく。	※
(3)基盤整備事業への取組 大区画化・汎用化が可能な農用地については、既に基盤整備事業等を実施済みである。事業等実施済みの農用地であっても区画が小規模のものもあるため、大規模区画に変更する再圃場整備の実施を検討する。	※
(4)多様な経営体の確保・育成の取組 JAとうと、県などと連携して地域内外から多様な経営体を募集し、農用地の斡旋、農業用機械の導入支援を行う。また、農産物等直売所出荷者協議会とも連携し、栽培技術講習会を実施するなど相談から定着まで切れ目のない取り組みを展開する。	
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の取組 地域内の農業を担う者のうち、Aに委託を進める。	

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組内容を記載してください)

☐ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☐ ③スマート農業	☐ ④畑地化・輸出等	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☐ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携等	☐ ⑩その他

【選択した上記の取組内容】

- ①ワイヤーメッシュ防護柵を設置し、地区における見回りを実施することで獣害を防止する。
 ②有機・減農薬といった付加価値の高い農業への転換を進める。
 ③担い手の経営効率化を図るためのスマート農業機械を導入する。
 ⑦農産物等直売所の出荷者など小規模の農業者を育成することで、大規模の農業者が集積困難な農用地の活用につなげる。

4 地域内の農業を担う者一覧(目標地図に位置付ける者)

属性	農業を担う者 (氏名・名称)	現状			10年後 (目標年度:令和 年度)				備考
		経営作目等	経営面積	作業受託面積	経営作目等	経営面積	作業受託面積	目標地図上の表示	
認農	A	水稲・ニンニク	35.2 ha	ha	水稲・ニンニク	40.8 ha	ha	緑	
認農	B	養豚	4.6 ha	ha	養豚	4.6 ha	ha	-	
認農	C	養鶏	3.4 ha	ha	養鶏	3.4 ha	ha	-	
計	3経営体		43.2 ha	0 ha		48.8 ha	0 ha		

5 農業支援サービス事業者一覧(任意記載事項)

番号	事業体名 (氏名・名称)	作業内容	対象品目

6 目標地図(別添のとおり)

7 基盤法第22条の3(地域計画に係る提案の特例)を活用する場合には、以下を記載してください。

農用地所有者等数(人)		うち計画同意者数(人・%)	
-------------	--	---------------	--

注1:「農用地所有者等」欄には、区域内の農用地等の所有者、賃借人等の使用収益権者の数を記載してください。

注2:「うち計画同意者数」欄には、同意者数を記載してください。

注3:提案する地区の対象となる範囲を目標地図に明記してください。

(留意事項)

農業を担う者を位置付ける際、これらの者の氏名が含まれた地域計画について、法令に基づく手続として、本人の同意なく、関係者の意見聴取や、地域計画の案の縦覧、地域計画の公告を行うことができますが、個人情報保有に当たっては、利用目的をできる限り特定し、本人から直接書面に記録された個人情報を取得するときは、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示してください。

また、市町村の公報への掲載等とは別に、インターネットの利用により関係者以外の不特定多数に対して情報を提供する場合は、氏名を削除するなど配慮してください。

必要に応じて区域内の農用地の一覧を参考として添付してください。

地域計画

策定年月日	令和7年3月31日
更新年月日	令和8年3月31日 (第1回)
目標年度	令和12年度
市町村名 (市町村コード)	瑞浪市 21208
地域名 (地域内農業集落名)	日吉地区 (宿集落、半原集落、宿洞集落、社別当集落、三和之郷集落、北野集落、 細久手集落、本郷集落、柄石集落、白倉集落、南垣外集落、深沢集落、 田高戸集落、平岩集落)

注:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域計画の区域の状況

区域内の農用地等面積(農業上の利用が行われる農用地等の区域)	267.4 ha	※
① 農業振興地域のうち農用地区域内の農地面積	186.2 ha	
② 田の面積	165.7 ha	
③ 畑の面積(果樹、茶等を含む)	20.5 ha	
④ 区域内において、規模縮小などの意向のある農地面積の合計	16.1 ha	
⑤ 区域内において、今後農業を担う者が引き受ける意向のある農地面積の合計	19 ha	※
(参考)区域内における60才以上の農業者の農地面積の合計	149.5 ha	※
うち後継者不在の農業者の農地面積の合計	16.1 ha	※
(備考)区域内の農用地等面積のうち18.2haが遊休農地		

- 注1:①については、農業振興地域担当部局と調整の上、記載してください。
 2:②及び③については、農業委員会の農地台帳の面積(現況地目)に基づき記載してください。
 3:④については、規模縮小又は離農の意向のある農地面積を記載してください。
 4:⑤については、区域内に特定することができない場合には、引き受ける意向のあるすべての農地面積を記載の上、備考欄にその旨記載してください。
 5:(参考)の区域内における60才以上の農業者の農地面積等については、できる限り記載するように努めてください。
 6:「区域内の農用地等面積」に遊休農地が含まれている場合には、備考欄にその面積を記載してください。

(2) 地域農業の現状及び課題

※

当地区の宿集落、半原集落、宿洞集落、三和之郷集落、北野集落、細久手集落、本郷集落、柄石集落、白倉集落、南垣外集落、深沢集落、田高戸集落、平岩集落では圃場整備を実施済みであり、担い手を中心に水稻が栽培されている。また、一部の農用地では、大豆、麦、茶のほか、特産品化作物であるエゴマが栽培されている。圃場整備未実施の農用地では、主に農地所有者により水稻、露地野菜が作付けされている。一方、酪農、肉用牛、養鶏といった畜産も行われ、採草放牧地では、肉用牛用の飼料用作物が生産されている。農用地区域内の農用地227.1haの内、65.8%は60歳以上の農業者が耕作している。また、田高戸集落、深沢集落、南垣外集落、白倉集落、平岩集落では集落営農組織による農地の管理が行われている。集落営農組織の管理面積及び担い手による集積面積は全体農用地の49.2%となり、持続的な農用地の利用を図るためには、集落営農組織による管理の継続、担い手による集積の拡大を図っていく必要がある。また、獣害被害が増加傾向にあるため、鳥獣被害防止対策が必要となっている。

【地域の基礎データ】
 (耕種農家)
 認定農業者:5
 主な作物等:水稻、大豆、麦、茶、エゴマ
 (畜産農家)
 認定農業者:6
 主な作物等:乳用牛、肉用牛、肉用鶏、採卵鶏

(3) 地域における農業の将来の在り方(作物の生産や栽培方法については、必須記載事項)

※

主要作物の水稻について、酷暑対策として早生品種や高温耐性品種を、生産性向上対策として多収品種を導入する。
 スマート農業技術を導入することによって、担い手の経営面積を拡大する。
 水稻以外の高収益作物や特産品化作物のなどの作付けを推進し、担い手の経営安定化を図る。
 鳥獣被害防止対策としてワイヤーメッシュ防護柵を設置する。

2 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標

(1)農用地の効率的かつ総合的な利用に関する方針			
農地中間管理機構を活用した担い手への集積・集約化を基本とする。			
(2)担い手(効率的かつ安定的な経営を営む者)に対する農用地の集積に関する目標			
現状の集積率	49.2	%	将来の目標とする集積率 57.3 %
(3)農用地の集団化(集約化)に関する目標			
地域内の農業を担う者を中心に集積することによって集約化面積の拡大を図る。			

3 農業者及び区域内の関係者が2の目標を達成するためとるべき必要な措置

(1)農用地の集積・集団化の取組	※
担い手や関係機関で構成する検討会における農用地のゾーニングに関する協議に基づき、集積・集約化を推進する。また、柄石地区の再圃場整備実施後の農地を担い手に集積・集約化する。	
(2)農地中間管理機構の活用方法	※
農地の貸付意向調査により貸付希望時期等を把握し、担い手の経営意向に沿って段階的に活用していく。また、柄石地区の再圃場整備実施後には農地中間管理機構を活用して集積する。	
(3)基盤整備事業への取組	※
大区画化・汎用化が可能な農用地については、既に基盤整備事業等を実施済みである。事業等実施済みの農用地であっても区画が小規模のものもあるため、大規模区画に変更する再ほ場整備の実施を検討する。柄石地区の再圃場整備については、令和7年度より実施する。	
(4)多様な経営体の確保・育成の取組	
JAとうと、県などと連携して地域内外から多様な経営体を募集し、農用地の斡旋、農業用機械の導入支援を行う。また、農産物等直売所出荷者協議会とも連携し、栽培技術講習会を実施するなど相談から定着まで切れ目のない取り組みを展開する。	
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の取組	
地域内の農業を担う者のうち、A、C及びDに委託を進める。	

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組内容を記載してください)

☒ ①鳥獣被害防止対策	☒ ②有機・減農薬・減肥料	☒ ③スマート農業	☐ ④畑地化・輸出等	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☐ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携等	☐ ⑩その他

【選択した上記の取組内容】

- ①ワイヤーメッシュ防護柵を設置し、地区における見回りを実施することで獣害を防止する。
- ②有機・減農薬といった付加価値の高い農業への転換を進める。
- ③担い手の経営効率化を図るためのスマート農業機械を導入する。
- ⑦農産物等直売所の出荷者など小規模の農業者を育成することで、大規模の農業者が集積困難な農用地の活用につなげる。
- ⑨採草放牧地での飼料用作物の生産拡大を図る。

4 地域内の農業を担う者一覧(目標地図に位置付ける者)

属性	農業を担う者 (氏名・名称)	現状			10年後 (目標年度:令和 年度)				備考
		経営作目等	経営面積	作業受託面積	経営作目等	経営面積	作業受託面積	目標地図上の表示	
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
						ha	ha		
						ha	ha		
						ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
計	29経営体		152 ha	132 ha		170.3 ha	13.7 ha		

5 農業支援サービス事業者一覧(任意記載事項)

番号	事業体名 (氏名・名称)	作業内容	対象品目

6 目標地図(別添のとおり)

7 基盤法第22条の3(地域計画に係る提案の特例)を活用する場合には、以下を記載してください。

農用地所有者等数(人)		うち計画同意者数(人・%)	
-------------	--	---------------	--

注1:「農用地所有者等」欄には、区域内の農用地等の所有者、賃借人等の使用収益権者の数を記載してください。

注2:「うち計画同意者数」欄には、同意者数を記載してください。

注3:提案する地区の対象となる範囲を目標地図に明記してください。

(留意事項)

農業を担う者を位置付ける際、これらの者の氏名が含まれた地域計画について、法令に基づく手続として、本人の同意なく、関係者の意見聴取や、地域計画の案の縦覧、地域計画の公告を行うことができますが、個人情報を保有するに当たっては、利用目的をできる限り特定し、本人から直接書面に記録された個人情報を取得するときは、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示してください。

また、市町村の公報への掲載等とは別に、インターネットの利用により関係者以外の不特定多数に対して情報を提供する場合は、氏名を削除するなど配慮してください。

必要に応じて区域内の農用地の一覧を参考として添付してください。

4 地域内の農業を担う者一覧(目標地図に位置付ける者)

属性	農業を担う者 (氏名・名称)	現状			10年後 (目標年度:令和 12 年度)					
		経営作目等	経営面積	作業受託 面積	経営作目等	経営面積	作業受託 面積	目標地図上 の表示	備考	
1	認農	A	水稲、大豆、粟、小麦	54.9 ha	13.7 ha	水稲、大豆、粟、小麦	59.6 ha	13.7 ha	ピンク	
2	認農	B	水稲	11.5 ha		水稲	11.5 ha		紫	
3	認農	C	水稲	0.3 ha		水稲	0.3 ha		青	
4	認農	D	水稲	1.6 ha		水稲	1.6 ha		緑	
5	認就	E	肉用牛・乳用牛	0.7 ha		肉用牛・乳用牛	14.3 ha		薄灰	
6	認農	F	水稲	0.3 ha		水稲	0.3 ha		黄色	
7	集	G	水稲	5.4 ha		水稲	5.4 ha		赤斜線	
8	集	H	水稲	6.2 ha		水稲	6.2 ha		赤斜線	
9	集	I	水稲	3.9 ha		水稲	3.9 ha		赤斜線	利用権設定0.7haを除く
10	集	J	水稲	5.4 ha		水稲	5.4 ha		赤斜線	
11	集	K	水稲	7.9 ha		水稲	7.9 ha		赤斜線	利用権設定0.5haを除く
12	利用者	L	露地野菜	0.5 ha		露地野菜	0.5 ha		黄色	
13	利用者	M	露地野菜	0.05 ha		露地野菜	0.05 ha		黄色	
14	利用者	N	水稲	0.2 ha		水稲	0.2 ha		黄色	
15	利用者	O	水稲	0.2 ha		水稲	0.2 ha		黄色	
16	利用者	P	水稲	0.2 ha		水稲	0.2 ha		黄色	
17	利用者	Q	水稲	0.2 ha		水稲	0.2 ha		黄色	
18	利用者	R	水稲	0.1 ha		水稲	0.1 ha		黄色	
19	利用者	S	水稲	0.2 ha		水稲	0.2 ha		黄色	
20	利用者	T	水稲	0.2 ha		水稲	0.2 ha		黄色	
21	利用者	U	水稲	0.2 ha		水稲	0.2 ha		黄色	
22	利用者	V	水稲	0.5 ha		水稲	0.5 ha		黄色	
23	利用者	W	水稲	0.5 ha		水稲	0.5 ha		黄色	
24	認農	X	養鶏	15.6 ha		養鶏	15.6 ha		-	
25	認農	Y	養鶏	5.0 ha		養鶏	5.0 ha		-	
26	認農	Z	養鶏	6.7 ha		養鶏	6.7 ha		-	
27	認農	AA	工業農作物(茶)	3.6 ha		工業農作物(茶)	3.6 ha		-	
28	認農	AB	養豚	14.9 ha		養豚	14.9 ha		-	
29	認農	AC	酪農	5 ha		酪農	5 ha		-	

審議事項2

農地中間管理機構を介して利用権設定をした農地について

1 農地中間管理事業の概要

農地の権利移動(賃貸借等)に係る制度比較

中間管理事業に統合
(令和4年法改正)

中間管理事業に統合
(令和元年法改正)

根拠法令	農地法の許可	利用権設定等促進事業	農地利用集積円滑化事業	農地中間管理事業
根拠法令	農地法	農業経営基盤強化促進法	農業経営基盤強化促進法	農地中間管理事業の推進に関する法律
概要	・ 権利移動の規制	・ 農地の権利移動を集団的に実施	・ 市町村段階に農地の仲介者(農地利用円滑化団体)を設置し、面的集積を促進	・ 県段階に農地の仲介者(農地中間管理機構)を設置し、農地の集積や集約化(分散農地の解消)を促進
対象地域	全地域	市街化区域を除く	市街化区域を除く	農業振興地域 市街化区域を除く ただし、農作業の一体性上不可欠な場合は市街化区域でも可
事業実施主体 又は許可等団体	＜許可者＞ 農業委員会 又は県	＜事業実施主体＞ 市町村 ＜計画決定者＞ 農業委員会	＜事業実施主体＞ 農地利用円滑化団体 (JA、市町村等)	＜事業実施主体＞ 農地中間管理機構 (一般社団法人、財団法人)
出し手・受け手のマッチング	出し手・受け手双方の相対による	出し手・受け手双方の相対による	円滑化団体がマッチング (ただし、相対で結びついたものを仲介しているのが実態)	受け手を公募し、機構が出し手とマッチング ※受け手の決定は機構に一任が原則 地域計画(目標地図)の担い手へ転賃

1 農地中間管理事業の概要

岐阜県農畜産公社農地中間管理事業規程における農用地等の貸付を行う方法

3-3 農用地等の貸付けを行う方法(貸付先の決定ルール)

(1) 地域計画の区域内の農用地等

機構は、地域計画の区域内の農用地等において、促進計画の策定によって農用地等の貸付先を決定するに当たっては、地域計画の達成に資するよう、基盤法第19条第3項の農業を担う者として目標地図に位置付けられた者(以下「農業を担う者」という)に当該農用地等を貸し付けるものとする。

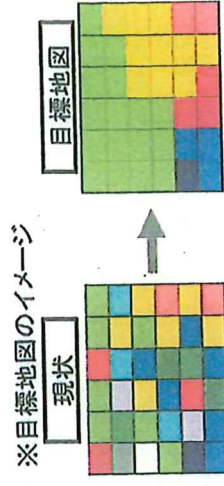
また、農業を担う者以外の者に農用地等を貸し付ける必要がある場合、市町村が、地域計画の変更を行った上で、当該変更後の地域計画に即して促進計画を定めることが原則となるが、次の①から③のいずれかを満たす場合であって、当該農業を担う者以外の者への権利の設定が「地域計画の達成に資する」ことを市町村が認めた場合には、当該農業を担う者以外の者に農用地等を貸付けることができるものとする。

- ① 農業を担う者が不測の事態により営農を継続することが困難となる等、農作物の作付時期等の都合で迅速に貸付けを行う必要がある、かつ、事後的に実情に即して地域計画の変更が行われると見込まれるとき。
- ② 不測の事態により農業を担う者に農用地等を貸し付けることが困難となったときに備えて、あらかじめ地域計画に代表者を定めている場合であって、当該代替者に農用地等を貸付けるとき。
- ③ 農業を担う者に貸付けるまでの間に、農業委員会その他の関係機関が認めた者に一時的に貸付ける場合(目標地図の達成に支障を生じない場合に限り)。

(2) 地域計画の区域外の農用地等

- ① 機構は、地域計画の区域外の農用地等では、農業委員会の要請又は法第19条第2項の規定による促進計画の案の提出があった場合に、貸付けを行うことを基本とする。
- ② 機構は、農業委員会又は市町村等からの提出のあった促進計画の案について、次のア～エの観点について十分に確認した上で、貸付先の決定を行う。

- ア 農業経営の規模拡大又は経営耕地の分散錯圖の解消に資するものであること。
- イ 既に効率的かつ安定的な農業経営を行っている者の農業経営に支障を及ぼさないものであること。
- ウ 新規参入をした者が効率的かつ安定的な農業経営を目指しているものであること。
- エ 地域農業の健全な発展を旨としつつ、公平・適正に調整されたものであること。



重点実施	農地中間管理事業・機構法第18条 (農用地利用集積等促進計画)	農地法3条
地域計画区域内の農地	色塗りあり (受け手位置づけあり)	✓ 地域計画の達成に支障がないか 目標地図の実現に資するか確認 (農地法3条2項6号) ✓ 別の受け手に許可する場合 目標地図変更
	色塗りなし (受け手未定)	✓ 地域計画の達成に支障がないか 目標地図の実現に資するか確認 (農地法3条2項6号)
地域計画区域外の農地	都計未線引き	✓ 農業委員会による要請により 農地中間管理機構は促進計画作成 (機構法18条11項)
	市街化調整区域	✓ 地域計画区域内とあわせて農委 総会で意見聴取のうえ市町村から 機構へ促進計画(案)を提出 ✓ 地域計画区域内の農地に追加が適当
	市街化区域	

案件① 農地中間管理機構を介して担い手以外へ利用権設定をした農振農用地

大字	字	地番	地目	面積	出し手	受け手	農振農用地
日吉町	白下	6494	田	900	[REDACTED]	日吉地区W	○
日吉町	白下	6495	田	1722		日吉地区W	○
日吉町	白下	6493 - 2	田	964		日吉地区W	○
日吉町	中垣外	6428	田	1290		日吉地区W	○
日吉町	中垣外	6429	田	1522		日吉地区W	○

【事務局案①】

上記農用地は、農振農用地であり、地域計画区域内の農地です。これまで所有者が耕作をしてきましたが、農地中間管理機構を介して担い手ではない受け手へと利用権が移りました。受け手である[REDACTED]さんを新たに「利用者」として日吉地区の地域計画に位置付けたいと思います。

案件② 農振農用地ではないが農地中間管理機構を介して利用権設定をした農地

大字	字	地番	地目	面積	出し手	受け手	農振農用地
稲津町小里	浜井場	189	田	822	[REDACTED]	[REDACTED]	×
土岐町	竹ノ下	5587 - 1	田	872		土岐地区I	×
土岐町	竹ノ下	5587 - 2	田	942		土岐地区I	×

【事務局案②】

上記農用地は、農地中間管理機構を介して利用権設定をした農地ではありませんが、圃場整備させた農地ではありません。農振農用地と隣接しておらず、集団的な利用も見込まれないため、地域計画に含めないことが適当と考えます。

審議事項1

協議の場の開催について

協議について

開催方法

地域計画を変更するためには、農業関係者が変更内容について協議することが必要ですが、書面やHPでの意見募集により、簡素な開催方法をとることもできます。(次ページ参照)

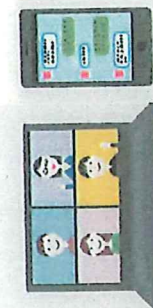
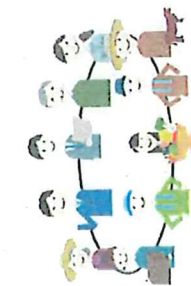
協議する内容に応じて、開催方法を変更することも可能です。どのような内容の場合に簡易な開催方法で協議をするか、あらかじめ地域で協議の上、ルール化しましょう。

また、協議の場は、市町村が開催することが基本ですが、地域の実状に応じて、地域や農業関係機関主導により、柔軟に開催することや、地域全体の土地の管理構想などの農業外の各施策と連携して一体的に取り組むこともできます。その場合、市町村にあらかじめ場所、日時などを口頭やメール、書面など報告するとともに、その概要を取りまとめ、HP等で公表するようにしましょう。

【基本的な開催方法】

対面開催・オンライン開催

- 年1回以上の定期開催や随時開催の日程等をHPや広報で幅広く周知し、できる限り地域の関係者を募集
- 担い手の代表者のみによる協議など、参加者が限定的な場合は、ウェブ会議やトークアプリを活用したオンライン開催も可能
- 対面・オンライン開催を併用するなど、柔軟な運用も可能

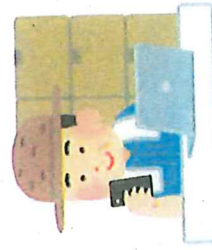
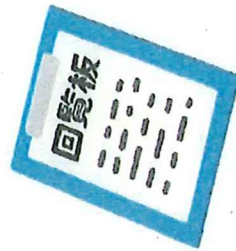


オンライン開催も可能

【簡易な開催方法】

書面・HP開催

- 回覧や広報誌への回答方式や、HP上のパブリックコメントなどで随時開催
- 一定の回答期間を設けることで、事前に協議開催通知があったものとみなす



※1 協議をした結果は、その概要を取りまとめ、HP等で公表するようにしよう。

※2 国土交通省では、農地に限らず、地域の目指すべき将来像を見据えた上で、優先的に維持したい土地や、将来的に利用を継続する必要が無い土地などについて

対面開催(土岐地区・稲津地区)

【事務局案①】

○開催日 令和8年1月13日(火)

○時間 午前10時～ 土岐地区 午前11時～ 稲津地区

○場所 市役所 西分庁舎1階会議室

○対象者 地域の農業に関心がある方

HP開催(その他の地区)

【事務局案②】

○意見募集期間 令和8年1月5日(月)～令和8年1月19日(月) ※約2週間